

# 浜長保険センター安全だより

令和4年11月24日  
浜長保険センター 第72号  
電話 079-246-2561  
FAX 079-246-2571

# 11月

立冬(11月7日)が過ぎ、近畿地方では11月13日、冬の到来を告げる木枯らし1号が吹いたと气象台が発表されました。街路のイチョウもすっかり黄金色、日毎に寒さも身にしみる今日この頃ですが、皆様にはますますご清祥のことと存じます。



住宅街の中は、信号機のない交差点が多くあります。下の写真は、マイカーで住宅街の路地を通行中、左側道路から出て来た軽四乗用車と出会い頭に衝突したドライブレコーダーの映像です。事故の原因は、徐行を怠ったことです。



1 徐行とは、「車両等が直ちに停止できることができるような速度で進行することをいう」(道交法第2条第1項第20号)と定められています。

「直ちに停止することができるような速度」とは、裁判例では、ブレーキを踏んで概ね1メートル以内で停止できるような速度をいい、10km未満の速度を一応の基準としています。

出会い頭事故で、時速約40kmから20kmに減速したことを徐行したと説明している場合がありますが、それは減速であって、徐行ではありません。



2 徐行すべき場所として道交法第42条は、次のように定められています。

- (1) 道路標識等により徐行すべきことが指定されている道路の部分を通行する場合
- (2) 左右の見とおしがきかない交差点に入ろうとし、又は交差点内で左右の見とおしがきかない部分を通行しようとするとき。

ただし、次に該当するときは徐行義務が免除されます。

ア 交通整理が行われているとき

イ 優先道路であるとき(広路では、徐行義務は免除されません)

(注) 見とおしがきかない交差点とは、交差点に入る前の段階で、建物だけでなく、駐車車両、広告塔、看板などで交差する道路の見とおしがきかない交差点をいいます。また左右両方ではなく、左又は右の一方の見とおしがきかない場合も含まれます。**住宅街の交差点は、概ね左右の見とおしがきかない交差点に該当することになります。**



3 住宅街を走行する場合の注意点

住宅街は、道路が狭く信号もありません。路地も多く自動車、バイク、自転車のほか、高齢者、子どもの飛び出しが予測されます。正に住宅街は、見えないところに危険が隠れています。

見とおしが悪い交差点での出会い頭事故防止に絞って注意点を上げました。

- ① 速度を抑えて走る ② 進路前方だけを見ていると、交差点の存在を見過ごすことになり危険です。何処が交差点になっているのか、早く知るため道路の左右も含め道路全体を見渡しながら走行する。
- ③ 前方が交差点であると認めたときは、確実に徐行し、相手車が出て来たときは、直ちに停止する。



～ ハンドルを握れば、危険の先読み 迅速な回避措置 ～